

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月11日（火）午前9時00分から午前10時30分
2. 開催場所 山江村農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（12名）
  - 農業委員 6名
  - 推進委員 6名
4. 欠席委員（1名）
  - 推進委員 1名
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第13号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程6 議第14号 山江村農用地利用集積計画(第4次)に対する意見決定について
  - 日程7 議第15号 非農地証明願に対する認定について
  - 日程8 その他
  - 日程9 今後の行事
  - 日程10 閉会
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 事務局係長

## 7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は5名であります。1名の方は後ほど遅れて出席されるということでございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和3年5月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては何かありませんか。

(なしの声)

事務局長

では、なしということですので次に移らせていただきます。日程4、議事に入ります。日程4以降につきましては会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は5番農業委員、6番農業委員をお願いいたします。次に日程5、議題13号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい、それでは議第13号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第13号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施工規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和3年5月11日提出、山江村農業委員会会長。2ページと3ページが、通知書と合意解約書の写しです。(所在地について説明)。解約の目的は、借人が耕作管理できなくなったことによるものとなっております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

農地利用最適化推進委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑がないようですので、それでは、採決をいたします。「議第13号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第13号は原案のとおり承認いたします。次に日程6、議第14号「山江村農用地利用集積計画(第4次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、議第14号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第14号「山江村農用地利用集積計画(第4次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和3年5月11日提出、山江村農業委員会会長。6ページ、7ページが意見書の写し、8ページが総括表となっております。9ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回、申請がありましたのは賃借権の新規設定7件で案件の総面積は、15,355㎡でございます。それでは、1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の10ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(10ページ申請人に関して説明)。11ページをご覧ください。(申請内容について説明)。12ページから13ページまでに地籍図・現況写真を、14ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員・推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。



となりますが、現地立会いは一覧に記載されております受け手の候補者の方にも参加していただいております。それでは、新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の20ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(20ページ申請人に関して説明)。21ページをご覧ください。(申請内容について説明)。22ページから23ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。5月6日午前10時10分より現地調査を行っております。借り手の方・貸し手の方・事務局係長・担当推進委員・私の5名で行っております。(申請地所在について説明)。図面では2筆になっておりますけれども1枚で整備されております。借り手の方と友人ということで話があったそうです。借り手の方は田んぼが近くで、粗起しや草刈りもして良く管理されておりました。借り手の方は農業公社を通しておりますので審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、質疑・意見等ないので採決をいたします。新規設

定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により新規設定1件2筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。それでは〇〇農業委員が来られましたので、16ページから始めたいと思います。次の審議に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 9時19分

議長

それでは賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の16ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(16ページ申請人に関して説明)。17ページをご覧ください。(17ページ申請内容について説明)。18ページから19ページに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当委員の代理として会長職務代理者、それに担当推進委員と借り手候補者の方と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者からの補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。それではご説明いたします。5月6日9時に私と借り手の方と事務局係長と担当推進委員。貸し手の方が来られなかったんですね。(申請地所在について説明)。きれいに耕してあって耕作準備はできていると思います。賃借料の件でちょっと高いんじゃないかと出ましたので、この農業委員会の方で審議してもらえばと思っております。

議長

はい。続きまして同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。私の近隣農地賃借料等々に関しまして少し高いかなとは思いました。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

はい。それぞれ担当委員の説明が終わりました。担当委員の方より賃

借料について話をしたらどうかと出されましたので、只今から協議に切り替えて、更に皆さんで賃借料関係について話していただきたいと思い、協議に入ります。

(協議切り替え) 9時22分

議長

それでは協議を終え、只今から審議に戻します。

(審議に切り替え) 9時35分

議長

それでは裁決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 9時37分

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の24ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(24ページ申請人に関して説明)。25ページをご覧ください。(25ページ申請内容について説明)。26ページから27ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。5月6日10時25分より借り手の方・貸し手の方・事務局係長・担当推進委員、そして私の5名で現地調査の方に行っていました。(申請地所在について説明)。管理も良くされていました。今後 薬草も増やすということで本人も意欲を燃やしておられましたので、これも農業公社を通してありますので審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見等ございませんか。

会長職務代理者 ミシマサイコの所は物納で何俵ですか。

事務局係長 ミシマサイコは薬草ということで、その分の米を買って渡すということでした。

議長 推進委員の方、質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑がないようですので採決をいたします。新規設定、1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分につきまして事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の28ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(28ページ申請人に関して説明)。29ページをご覧ください。(29ページ申請内容について説明)。30ページから31ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては出し手の方、受け手候補者の方、会長職務代理者、担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。



議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、職務代理者より補足説明をお願いいたします。

職務代理者 はい。ご説明いたします。5月6日9時45分頃、私と事務局係長・貸し手の方・借り手の方・担当推進委員の5名で調査を行いました。（所在地について説明）。今 きれいに耕してあります。前々からですね出し手の方が作っていらっしやって、今回初めて出し手の方が土地の登記をされたということで正式に契約という運びになりました。期間が10年とありますが5年じゃないでしょうか。

事務局係長 よろしいでしょうか。

議長 はい。

事務局係長 すみません。職務代理者から説明がありましたが、補足説明をさせていただきます。29ページの利用権設定では10年ということですが、こちら貸し手の方との契約は5年となります。15ページの方、すみません前後しますけれども見ていただきますと、あくまでも所有者の方は農業公社に貸し、農業公社に貸すのは10年となります。農業公社は今度は受け手の方に貸すという形になるんですけれども、所有者の方は農業公社に基本的に10年で貸されることが多いそうです。農業公社の方は、公社の方から受け手に貸されるわけですが、受け手の方は5年で借りられることが多いということで、例えば10年で貸してるけれども、公社の方は5年で受け手の方に貸し出して、また更新される場合には更に5年、あるいは また全然別の方へ5年というようなやり方をされてるそうですので、ここで現地の方でお話が食い違うことがありましたので、あくまでも農業公社が貸し借りを經由して行うということで、出し手の方の期間とですね受け手の方の賃借権が一致しないということですね。こちらの表を見ていただきますと10年となっておりますけれども、借り手の方は5年といったケースもありますので、今回のケースでは所有者の方が公社に10年で貸すと、借り手の方は公社から5年間で借りるという流れになります。以上です。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑がないようですので採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定 1 件 3 筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは新規設定 1 件 3 筆分についてご説明いたします。総会資料の 3 2 ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(3 2 ページ申請人に関して説明)。3 3 ページ(申請内容について説明)。3 4 ページから 3 6 ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方 1 名の方は欠席でしたが、会長職務代理者、担当推進委員と共に 5 月 6 日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者 はい。ご説明いたします。5 月 6 日 9 時 1 5 分に私と事務局係長と貸し手・借り手の方と担当推進委員、5 名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。前から貸し手・借り手の方は兄弟ということで、作ってらっしゃいました。今回 新たに契約されるそうです。この前の水害か何かで崖崩れがあったということです。自分で修理され

ているみたいです。ここは水の件がちょっと難しいということで、遠くから水を引いているということです。3筆目(申請地所在について説明)。結構きれいに耕作されているみたいで、ここには借り手の方は来ていらっしやらなかったですね。物納で8俵ということでした。審議の程よろしくをお願いします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、何か質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。それでは、質疑・意見等ないので採決をいたします。新規設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 それでは、新規設定1件3筆分についてご説明いたします。総会資料の37ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(37ページ申請人に関して説明)。38ページをご覧ください。(38ページ申請内容について説明)。39ページから40ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては貸し

手の方・借り手候補者の方・担当農業委員・担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。5月6日10時35分、借り手の方・貸し手の方・事務局係長・担当推進委員・そして私の5名で行っております。(申請地所在について説明)。貸し手の方が高齢化で管理ができないということで借り手の方に話があったそうです。借り手の方は上の方に田んぼがありますが、ポンプで上げていたということで、大変喜んでいらっしゃいました。これも農業公社を通しておりますので審議の程、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。現地調査の段階では貸し手の方から、もう少し物納の数量を増やしてもらえないかという要望はありました。審議の程、よろしく願いします。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

推進委員

物納で何俵になるんですかね。

議長

これより協議に入ります。

(協議へ切り替え) 10時05分

議長

それでは、審議の方へ戻ります。

(審議へ切り替え) 10時17分

議長

(協議の結果報告)、この案件につきましては保留といたします。再度、耕作する人にこちらからこういった意見が出たことを伝えて、再度 契約をしなおしてくれというふうにいきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

この案件につきましては、保留といたします。

議長

次に、日程7 議第15号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、議第15号につきまして、ご説明いたします。総会資料41ページをご覧ください。議第15号「非農地証明願に対する認定について」令和3年5月11日提出、山江村農業委員会会長。42ページが非農地証明願の写しです。(42ページ申請内容について説明)。43ページに調査報告書を、44ページから47ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現況の詳細につきましては43ページの調査報告書に記載のとおりで、営農条件は著しく劣るものとみております。現地調査につきましては、申請者の方と、担当農業委員、担当推進委員と共に5月6日に行っております。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。5月6日10時35分より、申請人の方(2名)と、事務局係長、担当推進委員、そして私の5名で行っております。(申請地所在について説明)。道まわりも竹や雑木、杉などで作物も全然作れるような状態ではないと確認いたしました。道も、ほとんど水害で壊れていて大変な所と思ったわけでございます。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

同様に立会いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

同じ意見です。

議長

それでは、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

この調査報告書なり、現地写真を見ましても不可能だというふうには判断されるようなところではございますが、皆様方、意見はないでしょうか。推進委員の方、意見はないでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、意見がないようですので採決をいたします。非農地証明の認定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。次に日程8「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局係長 その他について説明。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 それでは次に、日程9「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 今後の行事について説明。

議長 それでは、日程10「閉会」に移ります。以上を持ちまして農業委員会5月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和3年5月11日(火)午前10時30分終了

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)